

2019. 12. 18

第7回 上下水道事業経営審議会

1 受益者負担金前納報奨金の廃止 について

2 経営戦略の策定について

概要版

資料 2

全体版

資料 3

1 受益者負担金前納報奨金の廃止について

(1) 受益者負担金

- ・下水道施設は、道路や公園などの施設と異なり、利用できる人が限定

⇒

【下水道事業受益者負担金制度】

- ・公共下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者に、下水道の整備にかかる費用の一部を負担していただくことで**負担の公平**と、財源の確保を図る
- ・土地の面積に応じて**一度限り**賦課

根拠法令

・都市計画法第75条

・岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

(2) 賦課対象と納付方法

【賦課対象】

- ・下水道管が布設された道路に面した土地

市街化区域……………原則として全ての土地（農地は徴収猶予）
市街化調整区域…住宅及び汚水を排出する建物のある土地

- ・公共下水道への接続の有無にかかわらず賦課

【納付方法】

- ・5年20回の分割納付（基本）
- ・受益者が希望した場合は一括納付も可

(3) 前納報奨金

- ・納期到来前の受益者負担金を一括納付する際、
報奨金交付基準に基づき交付 ⇒ 早期納付を促進

《例》

5年分を一括納付した場合の全体の交付率 ⇒ 約8.85%

(受益者負担金総額が100,000円 ⇒ 前納報奨金8,850円を減額して納付)

《平成30年度実績》

負担金収入額に対する報奨金割合 ⇒ 6.93%

(負担金収入額 68,170,719円(過年度収入分を除く) 報奨金 4,725,346円)

(4) 廃止に向けた検討の経過

【H30.12.17 公営企業経営審議会(H30 第2回)】

《上下水道事業部における検討内容》

- ・他の中核市では報奨金制度を**廃止の方向**
- ・現在は、市街化調整区域内の整備が中心で、**制度の意義が薄れてきた**
- ・**行財政改革の一環**として、報奨金制度の廃止の検討も必要
- ・事業中(着手)の地域を考慮する必要がある

【事務局案】

下水道事業の**健全な経営的観点**から、報奨金制度について、**廃止を前提に見直す。**

《今後の方針》

- ・周知期間を経て、**制度を廃止**
- ・事業中(着手)の地域については、**経過措置の期限を検討**

⇒ 審議会として、**事務局案を了承**

【H31.2.18 政策総点検(公表)】 → 廃止を方針決定

⇒ 今年度、廃止方法(**廃止時期、経過措置**)を検討

(5) 廃止方法

【廃止時期】

- ・岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行
規程の改正(12月中をめぐ)

施行日 **令和2年4月1日**

【経過措置】

- ①受益者負担金の分割納付中 〈廃止時点〉
- ②下水管布設工事の実施が確定 〈廃止の前日までに〉
- ③徴収猶予期間が満了(農地) 〈廃止の前日までに〉

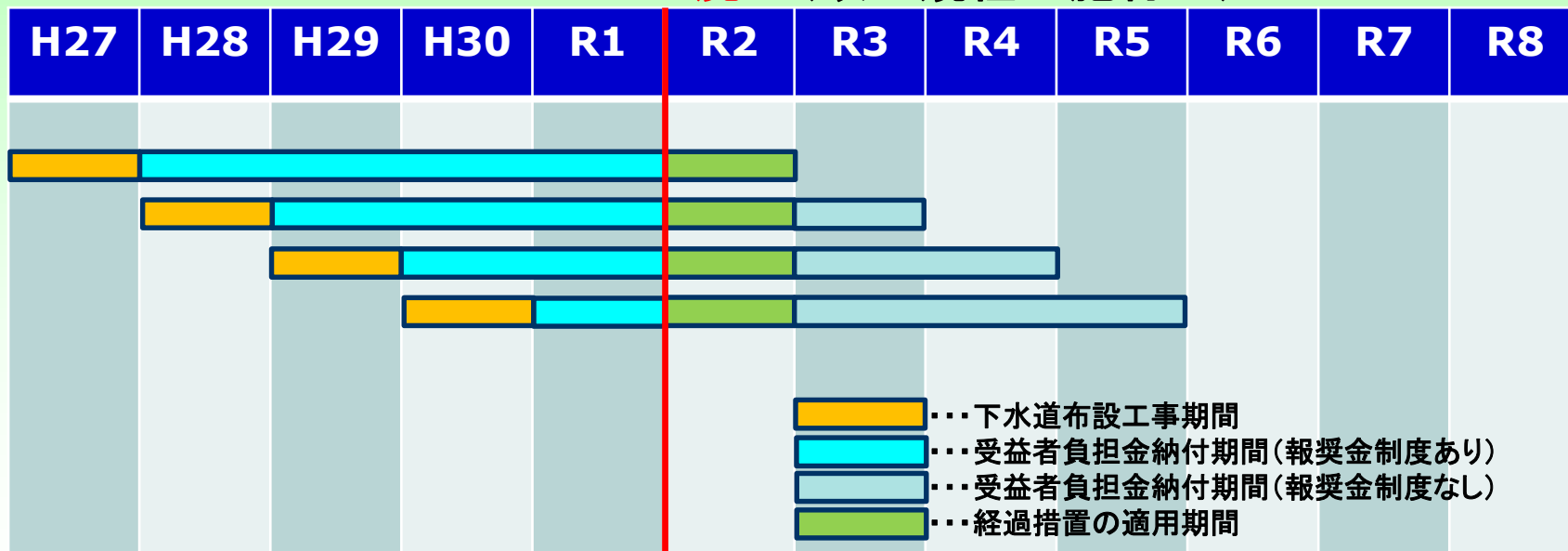
【経過措置①】

(廃止時点)

受益者負担金の分割納付中 ⇒ **令和3年3月31日まで**

・令和2年度が、5年20回払いの2年目から5年目にあたる方

R2.4.1 ▼ 廃止 (改正規程の施行日)



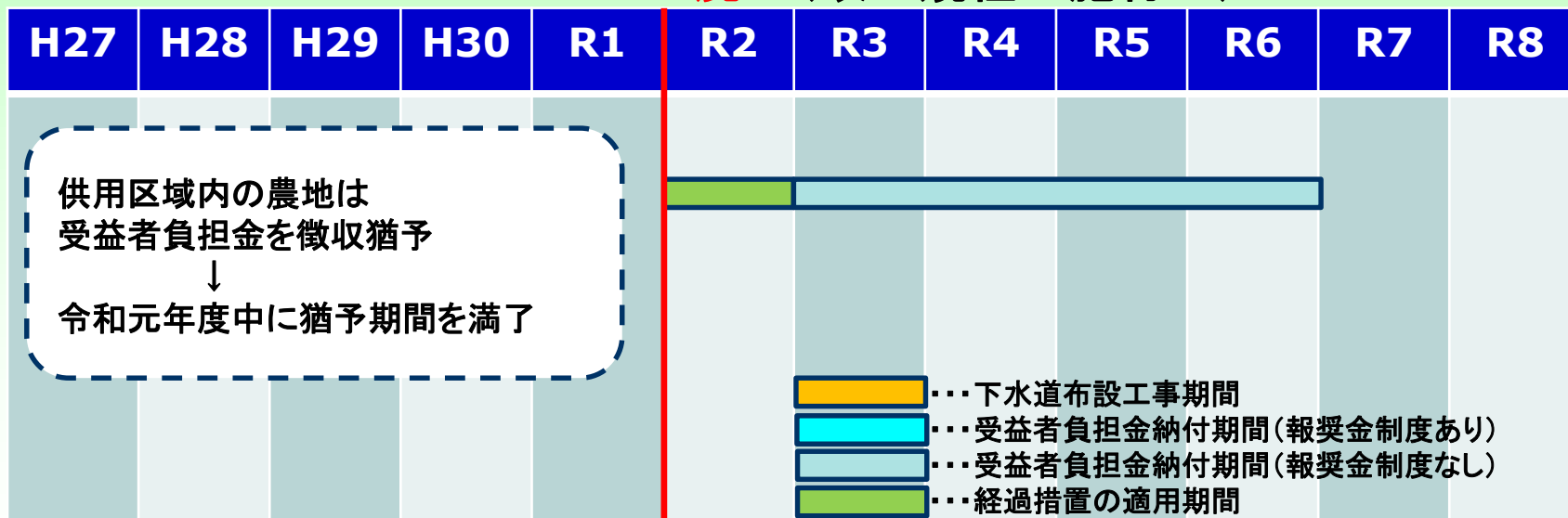
【経過措置③】

(廃止の前日までに)

徴収猶予期間が満了(農地) ⇒ **令和3年3月31日まで**

- ・猶予中の土地について、農地転用又は猶予の取消申請済
→ 令和2年度から納付開始される方

R2.4.1 ▼ 廃止(改正規程の施行日)



(6) 周知期間(当面のスケジュール)

R2.4.1▼廃止(改正規程の施行日※)



※岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

2 経営戦略の策定について

～ 経営戦略の策定について ～

中期経営プラン(平成27年3月策定)

「経営の効率化・健全化」、「基本的な施設整備」、「お客様サービスの向上」などを図っていくための具体的な事業経営の指針

計画期間

平成27年度から令和元年度までの5年間 ▶▶▶ 本年度計画期間終了

「経営戦略」の策定 ～ 計画的経営の推進 ～ (総務省の経営戦略策定に関する資料から一部抜粋)

経営戦略 公営企業が将来にわたって
安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

- ▶ 総務省は、各地方公共団体に対し令和2年度までの経営戦略の策定を要請
- ▶▶ 中期経営プランに代わる新たな基本計画として、本年度「経営戦略」を策定

経営戦略の主な内容

- ・ 10年以上の計画期間
- ・ 計画期間内において「投資試算」と「財源試算」が均衡した「投資・財政計画」
- ・ 効率化・経営健全化のための取組方策
- ・ 計画の事後検証・更新のため、毎年度の進捗管理と3～5年に一度の見直し

経営戦略策定 今後のスケジュール

～12月 経営戦略（案）の作成

12月 上下水道事業経営審議会へ 経営戦略(案)を提示・・・**今回審議会**

1月 パブリックコメントの実施

2月 上下水道事業経営審議会へ パブコメ後の経営戦略(案)を提示

3月 経営戦略の策定、公表